

郡山市開発許可に関する工事検査事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条の規定に

よる許可をした開発行為に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続等について必要な事項を定める。

第2条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査、再検査及び立入検査とする。

2 中間検査とは、法第79条の規定による許可に附した条件に基づいて、工事の途中において実施する検査をいうものとする。

3 完了検査とは、法第36条第2項の規定による検査をいうものとする。

4 再検査とは、工事の手直し等の後において再度行う検査をいうものとする。

5 立入検査とは、法第82条第1項の規定による検査をいうものとする。

(検査の方法)

第3条 前条の検査は、当該が開発許可の内容に適合しているかどうかについて判定するもののほか、共通仕様書（福島県土木部発行「土木工事偏Ⅱ（土木工事施工管理規準及び規格値）」）により、その適否を判定するものとする。

2 当該工事により設計される公共施設（法第4条第14項の規定による公共施設をいう。以下同じ。）の検査については、前項の共通仕様書の内、規格値を除く（出来形のマイナスは無い。）もののほか、当該公共施設を管理することとなる者の定める工事の検査の方法により、その適否を判定するものとする。

(検査員)

第4条 第2条の検査は、市長が開発建築指導課の職員の中からあらかじめ命じた者（以下「検査員」という。）が実施するものとする。

2 前項の検査員は、技術吏員でなければならない。ただし、当該工事の区域が小さいものであり、かつ、技術的判断の要素が少ないと市長が認めたものについては、この限りでない。

3 第1項の規定により、検査員を命じる場合には、第1号様式によるものとする。

(工事完了届)

第5条 法第36条第1項の工事完了届出書は、郡山市開発許可申請等の手続要綱第12条の規定に基づき、提出するものとする。

(検査日時等の通知)

第6条 検査員は、工事検査を実施しようとするときは、当該開発許可を受けた者に検査の日時等を通知するものとする。

(検査立会人)

第7条 検査員は、工事の検査を実施するため必要と認めるときは、法第32条の規定によ

る公共施設の管理者（管理することとなる者を含む。以下「検査立会人」という。）
に、検査の立会いを求めることができるものとする。

2 検査員は、検査立会人に対して当該工事の検査の内容について意見を求めることができる。

（検査結果の復命）

第8条 検査員は、第2条の検査を実施したときは、遅滞なく市長にその結果を第2号様式により報告しなければならない。

（工事の手直し等の指示）

第9条 検査員は、当該工事が当該開発許可の内容に適合していないと認めるときは、法第80条第1項の規定による勧告等の措置をし、又は法第81条第1項の規定による監督処分をする場合を除くほか、第3号様式により、工事の手直し等を指示するものとする。ただし、申請人又は工事施行者の同意がある時は、口頭により指示することができるものとする。

2 前項の工事の手直し等を指示するときは、法第36条第2項の規定による検査済証を交付できない旨を併せて通知するものとする。

（手直し工事後の事務処理）

第10条 開発許可を受けた者は、前条第1項の規定により手直し等を指示された工事が完了したときは、手直し前後の写真（必要がある場合は、工事経過の写真）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による手直し等工事に関する検査については、提出された写真により判定するものとし、これにより難しい場合は、再検査を行うものとする。

3 前項の再検査については、第3条、第4条及び第6条から第9条までの規定を準用する。

（検査済証の交付及び工事完了公告）

第11条 検査済証の交付及び工事完了公告については、郡山市開発許可等に係る事務処理要領第10条、第11条に基づき処理するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

第2号様式（第8条関係）

開発行為に関する工事検査報告書

開発行為の内容

開発許可年月日番号	年 月 日	郡山市指令（文書の番号）第 号	
開 発 区 域		面 積	m ²
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 氏 名			

完了検査

完 了 届 年 月 日				現 地 検 査 年 月 日		
年 月 日 郡（文書の記号）第 号				年 月 日		
立 会 人	所 属		職 名		氏 名	
検 査 結 果		合 格		不 合 格		
備 考						
手 直 し 指 示 事 項						
排 水 関 係						
道 路 関 係						
そ の 他						
項 目						

再 検 査

再 検 査 年 月 日	年 月 日	立 会 人	
検 査 結 果	合 格		不 合 格
備 考			

以上のとおり検査をしました。

年 月 日 検 査 員 職 名